シルバーカー購入費補助金

高齢者の生きがいづくりおよび健康増進を目的として、シルバーカー購入費用の一部を補助します。

▼対象者（すべてに該当する方）
・町内に住所を有している方
・購入日に満65歳以上である方
・歩行の際に補助を必要とする方

▼対象となるシルバーカー
（すべてに該当するもの）
・車輪が4輪以上かつ荷物入れを有しているもの
・歩行を助ける機能があるもの
・休息するための座面があるもの

▼補助金の額　５０００円
※購入金額が５０００円に満たない場合は、購入金額となります。
※補助金の交付は、対象者1人につき1回限りです。

▼提出書類
(1)申請書（シルバーカーを購入した日の翌日から起算して、60日以内に申請）
(2)購入者氏名、購入日、購入金額ならびに販売店の名称および住所が記載された領収書
(3)購入したシルバーカーの仕様が確認できる書類
(4)振込先の口座番号が分かるもの
※申請書は、利根町役場福祉課の窓口にあります。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

▼問い合わせ　福祉課　高齢介護係
☎68－２２１１（内線１２４）

国民年金保険料の追納をお勧めします!!

国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る年金額が低額となります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やしたり、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されますので、ぜひ、追納を行っていただくことをお勧めします。

▼追納に関する注意事項
①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除などの期間に限られています。
（例）令和7年4月分の納付は令和17年4月末まで
②保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付していただきます。
③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。（令和5年度・令和6年度分保険料には加算額はありません）
④老齢基礎年金を受給することが出来る方は、追納できません。

追納すると税金が戻る場合があります。また、年金額が増えます。

●課税所得金額が約３００万円の場合所得税・住民税が最大約８万円軽減されます。

追納保険料額の年間合計
約 40 万円の場合（２年分）
↓
追納保険料は
実質約 32 万円

※所得税率10％、復興特別所得税を所得税額の2・1％、住民税を10％として計算
注1 追納保険料は社会保険料控除の対象となりますので、確定申告または年末調整が必要です。
注2 所得などにより、軽減されない場合があります。
このほか、生涯にわたり年金額も増えます。（納付猶予期間：年約4万円、全額免除期間：年約2万円）

▼令和7年度中に追納する場合の追納保険料額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成 27 年度の月分	15,930 円	11,950 円	7,960 円	3,990 円
平成 28 年度の月分	16,600 円	12,450 円	8,300 円	4,150 円
平成 29 年度の月分	16,820 円	12,620 円	8,400 円	4,200 円
平成 30 年度の月分	16,650 円	12,480 円	8,330 円	4,160 円
令和元年度の月分	16,710 円	12,530 円	8,350 円	4,170 円
令和２年度の月分	16,820 円	12,610 円	8,410 円	4,200 円
令和３年度の月分	16,860 円	12,650 円	8,420 円	4,210 円
令和４年度の月分	16,740 円	12,550 円※	8,360 円	4,190 円
令和５年度の月分	16,520 円※	12,390 円※	8,260 円※	4,130 円※
令和６年度の月分	16,980 円※	12,730 円※	8,490 円※	4,240 円※

※追納加算額はありません

▼問い合わせ
・土浦年金事務所　国民年金課（土浦市小松１－３－33）
☎０２９－８２５－１１７０
自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。
・保険年金課　医療年金係
☎68－２２１１（内線１７７）

ウェルネススポーツ大学「第3回公開講座」を開催します!!

▼日時　令和8年1月27日(火)
午後1時30分～3時30分

▼場所　日本ウェルネススポーツ大学
第1キャンパス　ウェルネスホール（体育館横）

▼講師　日本ウェルネススポーツ大学
准教授　薗部（そのべ）　正人（まさと）　氏

▼講座内容
「ＱＯＬ向上のための健康運動」（いつまでも自立した生活のために）
・理論
いつまでも若々しく自立した生活を送りたいと考えることは、全ての人の願いです。自立した生活を送るためには、適度な運動が必要です。それでは、適度な運動とは、どんなものでしょうか？
この理論では身体の組成や有酸素性運動の理論や必要性を説明し、実際に生活の中でそれらを実践できるよう解説します。
・実技
現在の自分の体組成を認識します。（簡単な測定を実施）
自立した生活に必要な簡単な体操やトレーニングを実施
この講座を受講することで、効果的な運動実践への理解と体力の低下を緩やかにすることが期待できます。

▼申し込み期間
12月15日(月)～令和8年1月23日(金)
土・日曜日、祝日を除く。
午前8時30分～午後5時15分

▼定員　20名
※当日は、動きやすい服装でお越しください。また、メモ、筆記用具、運動靴（室内で使用）、タオル、飲み物などをご持参ください。
※自転車・バイクでお越しの方は、第1キャンパス駐輪場をご利用ください。
※車でお越しの方は、第1キャンパス、サッカーグラウンド横の駐車場をご利用ください。
※当講座において、けが、疾病、その他事故が発生した場合には、参加者ご自身の責任となりますのでご了承ください。
◎令和7年度は「公開講座」を年4回開催予定（石田良恵（いしだよしえ）氏10月・3月園部（そのべ）正人（まさと）氏9月・1月）

▼問い合わせ・申し込み
政策企画課　地域振興係
☎68－２２１１（内線３３３）

奨学金返還支援補助金制度の拡大、受付期間の延長

町では、若年層の移住定住の促進を図ることを目的として、大学などを卒業後に本町に居住している方に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を交付しています。

▼申請期間
令和8年1月5日(月)～2月27日(金)

▼補助金額
・パターン1　上限20万円／年
新規学卒者の方など
・パターン2　上限10万円／年
既卒者の方など

※当補助金にはその他所定の要件がございます。詳細につきましては、町公式ホームページをご覧になるか、政策企画課地域振興係までお問い合わせください。
※当補助金を検討されている方は左記フローチャートをご活用ください。
※公務員（国家・地方・独立行政法人含む）の方は対象外となります。

▼問い合わせ
政策企画課　地域振興係
☎68－２２１１（内線３３３）

利根町奨学金返還支援補助金フローチャート

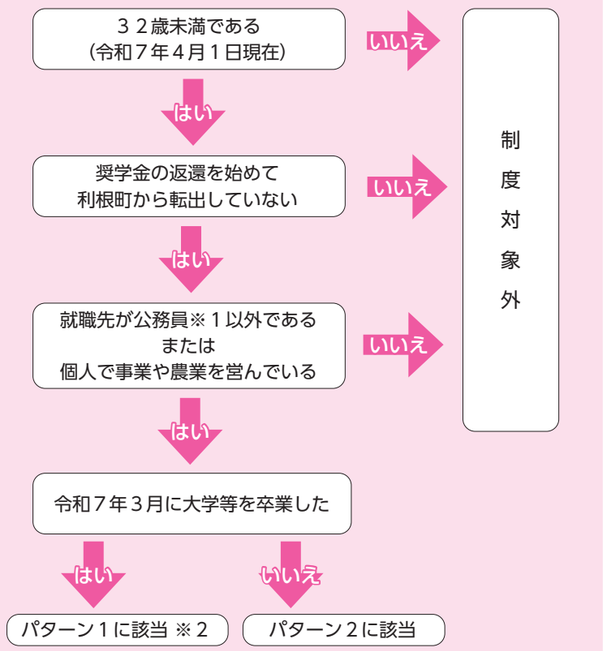

※１国家・地方・独立行政法人を含みます。
※２新卒者の方で、現在求職活動を行っている方はパターン１に該当します。